

平成30年3月29日

指定障害福祉サービス事業者 各位
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護用)

旭川市福祉保険部指導監査課

平成30年度介護給付費等算定に係る体制等及び加算に関する届出について

平素より本市の障害福祉行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記届出について、平成30年度の介護給付費等の算定要件の充足を確認する必要があることから、次のとおり指定障害福祉サービス事業等について、体制等届出書の提出をお願いいたします。

1 提出対象事業所

平成30年度に特定事業所加算を算定しようとする場合のみ提出してください。

2 提出期間

平成30年4月1日から平成30年4月6日まで(当日消印有効)

3 提出方法

直接の持参又は郵送とし、郵送の場合は封筒宛名面隅に「体制届出書在中」と朱書きしてください。

なお、提出時に届出書類を基に要件の審査を行います。事前に来庁日時をお知らせいただくと、その時間帯に優先的に審査しますので、事前の連絡をお勧めします。

4 提出先

〒070-8525 旭川市7条通10丁目 旭川市第2庁舎2階
旭川市福祉保険部指導監査課 障がい担当

5 提出書類

別紙「届出書類一覧表」のとおり。

6 その他

(1) 特例の措置

前年度実績が適用の要件とされている加算等については、3月31日以降でなければ実績が確定しないことから、上記期間内に提出された場合に限り、4月1日に遡って体制・加算の算定が認められているところです。

したがって、上記期間を過ぎての提出は、原則通り5月1日以降の算定となりますのでご注意ください。

(2) 変更届出書の提出について

平成30年4月中に、事業所の変更事項(「介護給付費等の算定に関する事項」を除

く)があった際は、標記「体制等及び加算に係る届出」とは別に変更届出書を提出してください。

(3) 届出書類の様式について

届出書等の各種様式については、旭川市指導監査課のホームページに掲載しています。

「旭川市ホーム>事業者向け>健康・福祉・子育て・学校>障害福祉>申請・届出>障害福祉サービス事業者向けトップページ>4 障害福祉サービス事業等の指定申請、変更届、給付体制届等に係る様式等」

【担 当】

旭川市福祉保険部指導監査課 (障がい担当)

電話：0166 (25) 9849

届 出 書 類 一 覧 表(訪問系サービス)

- 1 平成30年度において、次の加算を算定する場合に提出する書類
(前年度まで算定していた加算であっても改めて届出が必要です。)

サービス種類	加算等名称	提出書類	
居宅介護	特定事業所加算	別紙3-1(特定事業所加算に係る添付書類)	別紙3-5 (特定事業所加算に係る 確認表)
重度訪問介護	特定事業所加算	別紙3-2(特定事業所加算に係る添付書類)	
同行援護	特定事業所加算	別紙3-3(特定事業所加算に係る添付書類)	
行動援護	特定事業所加算	別紙3-4(特定事業所加算に係る添付書類)	

- 2 1の加算を算定する場合に添付する書類

提出書類	
指定障害福祉サービス事業者等変更届出書	様式第19号
介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書	(様式第1号)その1, 2
介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表	様式第4号(平成30年4月1日現在が含まれているもの) ○当該事業所・施設の組織体制図を添付してください。

※ それぞれの要件等を満たすことがわかる書類(例 実務経験証明書, 雇用証明書等)を必要に応じて添付してください。資格証や修了証などを複写物(コピー)により提出する場合は、書類に印影がある書類又は事業者が作成していない書類である場合は、必ず事業者により原本謄写証明を行った上で提出してください。

また、前年度に引き続き特定事業所加算を算定する事業所は、平成29年度において要件を満たしていることが分かる書類(健康診断の実績等)もあわせて提出してください。その際、添付書類が大量になる場合は、当課へ相談してください。

《届出書類作成の注意点(各サービス共通)》

- 提出書類は、当課ホームページよりダウンロードして使用してください。
昨年度使用した様式は、その後修正されているものもありますので、お手数ですが、再度ダウンロードの上、御使用ください。
- 「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」は、届出するサービス種類が記載されているページのみ添付してください。該当しないサービス種類のページは添付不要です。